

## [改訂共通事項]

- ① 2025 年版のシャドウ部分が改訂箇所です。
- ② 文脈を整えるための修正や単なる誤字の修正については、新旧対照表への記載を省略している場合があります。
- ③ 以下の表では、改訂のあった項目についてのみ表示しています。

## I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目

## I-2. 監査役の監査環境の整備及び監査役への報告に関する体制等

p.5~6

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		[参考][監査のツボ]については、改訂なし。	
項目名	I-2. 監査役への報告に関する体制等	I-2. 監査役の監査環境の整備及び監査役への報告に関する体制等	監査環境の整備のために必要な監査役としての努力義務をあらためて明記するとともに、I-2. の項目名を変更する。
確認事項	<新設>	<p>□1. 職務を適切に遂行するために、取締役はもちろん、内部監査部門及び会計監査人等と意思疎通を図って、情報収集及び監査環境の整備に努めている。</p> <p>原文□1. ~□3. は番号をひとつずつ繰り下げ、□2. ~□4. とする。</p>	
説明	<新設>	<p>(1)監査役は、その職務を適切に遂行するため、取締役や子会社の取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。(会社規 105②)</p> <p>また、監査役は、適切にその職務を遂行するに当たり、内部監査部門及び会計監査人等との意思疎通を図り、意見交換や情報収集を行い、状況を把握して対応しなければならない。</p>	確認事項□1. の説明を加える。

		原文(1)～(4)は番号をひとつずつ繰り下げ、(2)～(5)とする。	
--	--	------------------------------------	--

## II. 監査業務に関する項目

### II-1. 取締役会への出席・意見陳述／重要な会議への出席

p. 9

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		[項目名] [確認事項] [参考] [監査のツボ] については、改訂なし。	
説明	(4)監査役は、取締役の職務執行を監視、検証するために、いつでも取締役、従業員等に対して事業の報告を求め、会社の業務・財産の状況を調査できる(会社381②)。(以下本文略)	(4)監査役は、取締役の職務執行を監視、検証するために、いつでも取締役、従業員等に対して事業の報告を求め(報告請求権という)、会社の業務・財産の状況を調査できる(業務財産調査権という)(会社381②)。(以下本文略<原文通り>)	本件の名称を記載することで、この後に出てくる関連項目の説明がわかりやすくなる。

### II-2. 取締役会等の意思決定・監督業務の履行状況の監査

p. 10～11

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		[項目名] [確認事項] [参考] [監査のツボ] については、改訂なし。	
説明	(1)①意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと  (3)上場会社の場合、会社法等の法令遵守のみならず、証券取引所上場規程に基づくコーポレートガバナンス・コードの原則の実施、実施しない場合には説明が求められている。(以下本文略)	(1)①意思決定内容が法令、定款又は社内規則等に違反していないこと  (3)上場会社の場合、会社法等の法令遵守のみならず、東京証券取引所有価証券上場規程に基づくコーポレートガバナンス・コードの原則の実施、実施しない場合には説明(コンプライ・オア・エクスプレイン)が求められている	「その他重要会議を含む」とされており、法令、定款の遵守だけでは不十分。監査のツボ1)でも社内規則違反が明記されている。  わかりやすいように一般になじみのある用語を加えた。

<p>(6)取締役会設置会社は、定款の定めにより、取締役会の決議の省略（書面決議）ができる。取締役会の書面による決議の提案がなされた場合、監査役は、当該提案について議決権を有する取締役全員が書面又は電磁的記録により同意していることを確認し、提案内容が審議を行わずとも同意できる内容であることを十分考慮して、異議を述べるか同意するかを判断する（会社370）。書面決議について、監査役は、書面又は電磁的記録により意思表示することが望ましい。書面決議を行うためには、その旨、定款で定めている必要がある。</p>	<p>る。（以下本文略＜原文通り＞）</p> <p>(6)取締役会設置会社は、定款の定めがある場合、取締役会の決議の省略（書面決議）ができる。取締役会の書面による決議の提案がなされた場合、監査役は、当該提案について議決権を有する取締役全員が書面又は電磁的記録により同意していることを確認し、提案内容が審議を行わずとも同意できる内容であることを十分考慮して、異議を述べるか同意するかを判断する（会社370）。書面決議について、監査役は、書面又は電磁的記録により意思表示することが望ましい。</p>	<p>冒頭で「定款の定めがある場合」と記載しており、重複するので、最後の「書面決議を行うためには、その旨、定款で定めている必要がある。」を削除。</p>
--	---	--

II-3. 取締役（会）への報告義務・行為差止め請求

p.11~12

	2024年版原文	2025年版（案）	理由・根拠
<p>確認事項</p>	<p>□1. 会社法に定める取締役（会）への報告義務を認識し、報告すべき事象を認識した場合は、遅滞なくその旨を取締役（会）に報告している。</p> <p>□2. 必要な場合には、迅速に取締役会に報告するために、取締役会の招集を請求している。</p> <p>□3. 必要な場合には、取締役の不正行為などによる会社の損害を未然に防止するため取締役に対して行為をやめるよう請求している。（差止請求権限）。</p>	<p>[項目名] [参考] [監査のツボ] については、改訂なし。</p> <p>□1. 会社法に定める取締役（会）へ報告すべき事象を認識したため、遅滞なくその旨を取締役（会）に報告した。</p> <p>□2. 迅速に取締役会に報告する必要があるために、取締役会の招集を請求、又は自ら招集した。</p> <p>□3. 取締役の不正行為などによる会社の損害の発生・拡大を防止するため取締役に対して当該行為をやめるよう請求した。（差止請求権限）。</p>	<p>原文□1. ~3. は意識の確認なのか事実の確認なのかあいまいに見えるため、すべてを事実の確認で統一した。</p> <p>□2. は取締役会を自ら招集できることを説明にも書いているので、追記。</p> <p>□3. は損害の発生を未然に防止するだけでなく、拡大を防止することも含まれるため表現を変更。</p>

	<新設>  □4. 上記1～3については、今年度は発生していない。	□4. 上記1～3の事象の発生を確認したが、1～3に記載の対処はしなかった。 (発生した事象： 項) (対処しなかった理由： )  原文□4.は番号をひとつ繰り下げ、□5.とする。 □5. 上記1～3については、今年度は発生していない。	□4. として「事象の発生を確認したが、対処をしなかった」場合の確認事項を新設した。
説明	(2) 取締役による是正措置が適切に執られないときは、取締役に改善の助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。緊急性があると認めるときは、監査役は、定時取締役会開催日まで待つことなく、取締役会の招集権者等に臨時取締役会の招集の請求をすること、又は自ら取締役会を招集することができる(会社383)。	(2) 取締役による是正措置が適切に執られないときは、取締役に改善の助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。緊急性があると認めるときは、監査役は、定時取締役会開催日まで待つことなく、取締役会の招集権者等に臨時取締役会の招集の請求をすることができる。さらに請求をした日から5日以内に取締役会の招集の通知が発せられない場合は自ら取締役会を招集することができる(会社383)。	監査役が自ら取締役会を招集できる前提条件が記載されていなかったため追記。

II-4. 競業取引・利益相反取引等の監査

p.12~13

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		[項目名][確認事項][参考][監査のツボ]については、改訂なし。	
説明	(4)自己株式の取得及び処分又は消却 自己株式の取得及び処分又は消却の手続については、会社法の規定に従った手続きで行われているか(会社155・178)確認する。  (5)競業取引等における監査役の役割 監査役は、競業取引等について、義務違反又はそのおそれ	(4)自己株式の取得及び処分又は消却 自己株式の取得及び処分又は消却の手続については、会社法の規定に従った手続きで行われているか確認する(会社155・178)。  (5)競業取引等における監査役の役割 監査役は、競業取引等について、義務違反又はそのおそれ	法、条文の記載位置を他と合わせた。  (5)は「監査役は」から始まっているが、3行目のこの部分の

<p>がある事実を認めた時は、遅滞なく取締役会に報告しなければならない。取締役会で速やかな是正が行われない場合は、取締役に対し助言又は勧告、行為の差し止めを求めるなど必要な措置を講じなければならない。また、退任後に競業取引すること自体は適法であるが、退任前にその準備をするのは違法となるので注意が必要である。なお、その他重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言又は勧告を行う。</p>	<p>がある事実を認めた時は、遅滞なく取締役会に報告しなければならない。取締役会で速やかな是正が行われない場合は、取締役に対し助言又は勧告、行為の差し止めを求めるなど必要な措置を講じなければならない。また、<b>取締役が</b>退任後に競業取引すること自体は適法であるが、退任前にその準備をするのは違法となるので注意が必要である。なお、その他重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言又は勧告を行う。</p>	<p>主語がはっきりしないので追記。</p>
---	--	------------------------

II-5. 会社法に基づく内部統制監査

p.14~15

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		<p>[項目名] [確認事項] [参考] [監査のツボ] については、改訂なし。</p>	
<p>説明</p>	<p>(5)2022年6月施行の改正公益通報者保護法では、常時使用する労働者が300人を超える事業者には、内部通報制度（公益通報体制）の整備及び公益通報対応業務従事者の設置を義務付けている。当該従事者には、刑事罰付きの守秘義務が課せられることになり、通報者と通報内容の保護を促進することが期待されている。常時使用する労働者が300人以下の事業者の場合、体制整備と対応業務従事者の設置は、法では努力義務としているが、対応業務従事者を設置した場合には、守秘義務が同様に課せられる（公益通報者保護法11・12）。</p> <p>(6)上場会社においては内部通報に係る適切な体制整備を行い、取締役会は、体制整備を実現するとともに、運用状況を監督することが求められている（コーポレートガバナ</p>	<p>(5)公益通報者保護法では、常時使用する労働者が300人を超える事業者には内部通報制度（公益通報体制）の整備及び公益通報対応業務従事者の設置を義務付けている（300人以下の場合は努力義務）。同法によれば、通報者と通報内容の保護を促進することが期待されており、当該従事者が守秘義務に違反した場合には刑事罰が課せられる（300人以下の場合も同様）（公益通報者保護法11・12・21）。さらに、上場会社においては、コーポレートガバナンス・コードにより、内部通報に係る適切な体制整備と取締役会による運用状況の監督（原則2-5）及び独立した窓口の設置（補充原則2-5①）が求められている。</p>	<p>原文の(5)と(6)をひとつにまとめて(5)とし、簡潔に書き換えた上で、「独立した窓口の設置」の記載を加えた。文章を改訂したが、その趣旨は2024年版と同じ。</p>

	ンス・コード原則 2-5・補充原則 2-5①)。  (7)(8) (本文略)	原文(7)(8)は番号をひとつずつ繰り上げ、(6)(7)とする(内容は原文通り)。	
--	--	---	--

II-7. 会社の支配に関する基本方針等の監査及び第三者割当の監査と独立役員への対応

p.17~18

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		[項目名][確認事項][説明][参考]については、改訂なし。	
監査のツボ	1) 独立役員に指定された社外監査役と他の監査役は、協力して支配株主の異動を伴う募集株式等の発行、及び第三者割当に関する有利発行の該当性(発行価格、発行株数、割当先等)について、IR担当所管部署より情報収集を図り、必要があると認めるときは、外部の弁護士等の意見を求め、一般株主の利益への配慮の観点から代表取締役及び取締役意見に意見を述べる。	1) 独立役員に指定された社外監査役と他の監査役は、協力して支配株主の異動を伴う募集株式等の発行、及び第三者割当に関する有利発行の該当性(発行価格、発行株数、割当先等)について、 <b>所管部署</b> より情報収集を図り、必要があると認めるときは、外部の弁護士等の意見を求め、一般株主の利益への配慮の観点から代表取締役及び取締役に意見を述べる。	IR担当部署が所管部署でない会社もあるので、「IR担当」を削除し「所管部署」とした。

II-8. 代表取締役との定期的会合

p.18~19

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		[項目名][確認事項][参考]については、改訂なし。	
説明	(1) 監査に必要な情報は、取締役会への出席など日常の監査業務を通じて、その収集に努めることはもちろんであるが、特に代表取締役との会合の機会を設けることは、代表取締役から直接情報を得る、つまり経営トップの本音を聞くことの出来る絶好の機会である。	(1) 監査に必要な情報は、取締役会への出席など日常の監査業務を通じて、その収集に努めることはもちろんであるが、特に代表取締役との会合の機会を設けることは、 <b>代表取締役と直接情報の交換を行い、率直な意見を交わす絶好の機会である。</b>	一方的に情報を得るだけでなく、双方向とした。また、トップは本音を言わないような印象を受けるので、表現を改めた。

監 査 の ツ ボ	2) 子会社等の状況に応じて常勤監査役や監査役が適切に配置されているか・・・	2) 子会社等の状況に応じて、グループ全体として、常勤監査役や監査役が適切に配置されているか・・・	説明(6)⑤の「監査役の監査環境(グループ会社を含む)」を受けた記載とした。
-----------------------	--	---	--

II-9. 取締役及び使用人に対する報告請求、業務・財産の調査(往査の実務)

p.19~21

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		[確認事項][参考]については、改訂なし。	
項 目 名	II-9. 取締役及び使用人に対する報告聴取、業務・財産の調査(往査の実務)	II-9. 取締役及び使用人に対する報告請求、業務・財産の調査(往査の実務)	[説明]では取締役及び使用人に対し監査役に報告することを求めることが内容の中心となっているため、「報告聴取」を「報告請求」とした。
説 明	(1)監査役(会)は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときなど法令に定められている事項(会社357)のほか、取締役・使用人などから監査役(会)への報告事項について報告を受けるとともに、必要に応じて取締役・使用人などに説明を求める(会社381)。	<全面改訂> (1)取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査役(会)に報告しなければならない(会社357①)が、監査役(会)は、その報告を待つまでもなく、いつでも、取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めることができる(報告請求権)(会社381②)。そして、この報告は、予め取締役等と協議して報告事項や報告のタイミング(定期報告及び重要事象発生時の臨時報告)等を規程などで定めておくことも、あるいは必要に応じて随時報告を求めることも可能である(会社362④六、会社規100③四・五。確認書I-2[説明](3)参照)。	報告請求権の性格やその内容をより詳しく説明し、理解しやすくした。またこの権限を発動しやすくするための仕組みの整備についても言及した。

<p>(4)監査役は、この業務財産調査権に基づいて、本店・支店・工場その他の事業所における業務の実情を現場レベルで把握し、これらの業務が適法・適正に行われていることを確認すると共に内部統制システムの構築・運用状況を監視、検証するために実地調査を実施する。</p> <p>(5)監査役は不正の未然防止に努める為、会議費、交際費のチェック、検収の現物確認、棚卸の現場立会い等、適宜抜き取り調査の実施などを行い、牽制効果を発揮すると共に、不正の芽の早期発見に努める。このため会計監査人、内部統制・内部監査部門等との連携を密にする。また、内部通報窓口や顧客からの苦情相談窓口に寄せられた通報・相談について窓口担当部署等から定期的に、かつ重要なものについては、適時適切に報告を受け、その内容を把握するように努める。必要に応じて、監査役も内部通報窓口のひとつとなることを検討する。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>&lt;全面改訂&gt;</p> <p>(4)監査役は、この業務財産調査権に基づいて実地調査を行う。具体的には、本店・支店・工場その他の事業所における業務の実情を現場レベルで把握し、これらの業務が適法・適正に行われていることを確認すると共に、内部統制システムが現場レベルで適正に構築・運用されていることを監視、検証するために実地調査を実施する。</p> <p>&lt;全面改訂&gt;</p> <p>(5)監査役は不正の未然防止に努める為、会議費・交際費のチェックのほか、検収の現物確認、棚卸の現場立会い等、で適宜抜き取り調査などを行い、牽制効果を発揮して不正の未然防止に努めると共に、不正の芽の早期発見にも努める。このため会計監査人、内部統制・内部監査部門等との連携を密にする。</p> <p>(6)監査役は、内部通報窓口や顧客からの苦情相談窓口に寄せられた通報・相談について窓口担当部署等から定期的に、かつ重要なものについては、適時適切に報告を受け、その内容を把握するように努める（確認書Ⅱ-5参照）。必要に応じて、監査役も内部通報窓口のひとつとなることを検討する。</p>	<p>主語（監査役は）と述語（実地調査を行う）を近づけ、文章をわかりやすくした。</p> <p>内部統制システムについて、実地調査で確認するのは内部統制システムが「現場レベルで適正に構築・運用されているかどうか」であることを明確にした。</p> <p>「会議費……現場立会い」は監査項目である一方、「抜き取り調査の実施」は監査手法なので、その関係がわかるようにした。</p> <p>「会議費……抜き取り調査の実施」が不正の未然防止と不正の芽の早期発見の両方に資することを明確にした。</p> <p>原文(5)の後半部分は、前半部分（実査の内容）とは全く別の内部通報等について書かれているので、(6)を新設し、独立した項目とした（参照項目としてⅡ-5. を掲げた以外は内容不変）。</p>
--	--	---

	(6)～(9) (本文略)	原文(6)～(9)は番号をひとつずつ繰り下げ、(7)～(10)とする(内容は原文通り)。	
監査のツボ	5)監査役は、監査を実施したときは、監査役の監査の方法(実施日、監査対象、報告聴取・往査等)、監査結果、所見等を記載した文書(一般に「監査調書」という。)を作成する必要がある。実施した監査内容の記録となる。内容に会社の機密情報や内部告発的情報が含まれる場合、報告者を保護する観点から取扱いには十分注意しなければならないが、入手した情報は、必ず記録・保管(10年間)しておくことが望ましい。	5)監査役は、監査を実施したときは、監査役の監査の方法(実施日、監査対象、報告聴取・往査等)、監査結果、所見等を記載した文書(一般に「監査調書」という。)を作成する必要がある。実施した監査内容の記録となる。内容に会社の機密情報や内部告発的情報が含まれる場合、報告者を保護する観点から取扱いには十分注意しなければならないが、入手した情報は記録し、10年間保存しておくことが望ましい(役員の第三者に対する損害賠償責任の消滅時効)(民法166①)。ちなみに株主総会や取締役会、監査役会等の議事録は10年間保存しなければならない(会社318②・371・394)。	「保存期間10年」の根拠を明示した。 なお、法律用語としては「保管」より「保存」が一般的(保管は保存の一部)なので「保存」に変更。 e-文書法(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律)第2条1項5号における定義 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。

II-10. 企業不祥事への対応及び第三者委員会の設置

p.21～22

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		[項目名][参考]については、改訂なし。	
確認事項	<p>□2. 取締役又は従業員等が、不祥事の兆候又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見し監査役に報告してきたため監査役として事実関係の把握に努め、取締役に対し必要な措置の提言等をした。</p> <p>□3. 監査役への報告又は監査役の調査の結果、不祥事の発生又は発生が疑われると認めため、直ちに取締役会に</p>	<p>□2. 取締役又は従業員等が、不祥事の兆候又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見し監査役に報告してきたため、監査役として事実関係の把握に努め、取締役に対し必要な措置の提言等をした。</p> <p>□3. 取締役又は従業員等からの監査役への報告又は監査役の調査の結果、不祥事の発生又は発生が疑われると認め</p>	<p>読み易さに配慮。</p> <p>誰からの報告であるかを明確にした。</p>

	報告し、必要に応じて、助言、勧告、取締役の行為の差止請求等を行った。	たため、直ちに取締役会に報告し、必要に応じて、助言、勧告、取締役の行為の差止請求等を行った。	
説明	<p>(1)監査役は、粉飾決算等の会計不正を含む不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、日常的な監査役監査活動に加えて、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしなければならない。監査役から必要な情報を提供しつつ、必要と認めるときは調査を依頼することができる連携関係を築く必要がある。なお、「不祥事」とは、「法令又は定款に違反する行為その他社会的批判を招く不正又は不適切な行為」を指す。</p> <p>(6)監査役は、当該取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査役会における協議を経て、取締役に対して、外部の独立した弁護士等に依頼して行う第三者委員会の設置の勧告を行い、必要に応じて弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど適切な措置を講じる。</p>	<p>(1)監査役は、粉飾決算等の会計不正を含む不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、日常的な監査役監査活動に加えて、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしなければならない。監査役から必要な情報を提供しつつ、必要と認めるときは調査を依頼することができる連携関係を築く必要がある。なお、「不祥事」とは、「法令又は定款に違反する行為その他社会的批判を招く不正又は不適切な行為」を指し、対応に当たっては、「法的責任」だけでなく、株主等ステークホルダーに対する「説明責任」や会社の「社会的責任」、経営者の「経営責任」も強く意識しなければならない。</p> <p>(6)監査役は、当該取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査役会における協議を経て、取締役に対して、外部の独立した弁護士等から成る第三者委員会の設置の勧告を行い、必要に応じて弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる。</p>	<p>「不祥事」対応では、「法的責任」のみならず「説明責任」や「社会的責任」「経営責任」も問われること（「法的責任」だけに拘泥した対応を行うことは却って事態を悪化させる可能性があること）を注意喚起した。</p> <p>誰に依頼するかではなく、委員会の構成がポイントなので、そのことがわかるように修文した。</p>
監査のツボ		<p>&lt;新設&gt;</p> <p>4)不祥事対応に当たっては、日本取引所自主規制法人作成の「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」（2016年2月24日）や「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」（2018年3月30日）が参考になる。</p>	<p>単なる参照資料ではなく、不祥事予防及び不祥事対応の基本的考え方を理解してもらうための資料を明記して、一読することを推奨。</p>

II-1 1. 企業集団に関する監査

p. 23~24

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		[項目名][確認事項][参考][監査のツボ]については、改訂なし。	
説明	[親会社監査役による子会社調査権の行使]  <新設>  (2) (本文略)	[親会社監査役による子会社調査権の行使]  (2)親会社監査役の子会社調査権が認められているのは、親会社(取締役)の不正行為や不祥事に子会社を利用したケースが少なくないことや、親会社が純粋持株会社の場合、親会社の監査を行うために子会社の情報が不可欠であることなどによる。  原文(2)は番号をひとつ繰り下げ、(3)とする(内容は原文通り)。	親会社監査役の子会社調査権が認められている理由を明記 ([企業集団に関する監査](1)に相当)して、理解促進を図った。

II-1 2. 内部監査部門及び内部統制部門との連携

p. 24~25

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		[参考][監査のツボ]については、改訂なし。	
項目名	II-1 2. 内部監査部門等との連携	II-1 2. 内部監査部門及び内部統制部門との連携	説明(5)で内部統制部門との連携も記述されているので、項目名にもそれを反映。
確認事項	□1. 内部監査部門(主に内部統制モニタリング)の監査計画、監査方法、監査結果を把握・活用し、緊密な連携を保って、組織的かつ効率的な監査を心がけた。	□1. 内部監査部門(主に内部統制システムの有効性についてモニタリングを担当)の監査計画、監査方法、監査結果を把握・活用し、緊密な連携を保って、組織的かつ効率的な監査を心がけた。	内部監査部門(主に内部統制モニタリング)という表記をわかりやすく修正した。
説明	(1)内部監査部門は、業務執行部門の一員ではあるが、一定の独立性を保ちながら執行部門が構築、運用している内部統制システムの有効性についてモニタリングを行い、内部統制システムの改善に結びつけていく機能を担う。	(1)内部監査部門は、業務執行部門の一員ではあるが、一定の独立性を保ちながら、執行部門が構築、運用している内部統制システムの有効性についてモニタリングを行い、内部統制システムの改善に結びつけていく機能も担う。	内部監査部門の業務は、内部統制システムのモニタリングを行うだけではないことを踏まえ、「も」に修正した。

<p>(2)内部監査部門が、取締役会・代表取締役に内部統制上の弱点、不備、欠陥等を指摘した上で、その是正・改善等を勧告・助言した場合、監査役としてはそれらが取締役会等重要会議で十分審議され、代表取締役その他の業務執行取締役によって、適宜・適切に実施されているかを監査する。言わば、監査役は内部監査部門による監査活動の実効性を担保する役割を担っている。</p>	<p>(2)内部監査部門が、取締役会・代表取締役に内部統制システムの弱点、不備、欠陥等を指摘し、その是正・改善等を勧告・助言した場合、監査役はそれらが取締役会等重要会議で十分審議され、代表取締役その他の業務執行取締役によって、適宜・適切に実施されているかを監査する。言わば、監査役は内部監査部門による監査活動の実効性を担保する役割を担っている。</p>	<p>確認事項□1. との平仄を取って内部統制→内部統制システムと修正する。</p>
---	--	--

### Ⅲ. 会計監査に関する項目

#### Ⅲ-2 会計監査人設置会社の会計監査

p. 27～28

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		<p>[項目名] [確認事項] [参考] [監査のツボ] については、改訂なし。</p>	
<p>説明</p>	<p>(2)会計監査人の監査方法の相当性については、会計監査人の策定する監査計画、会計監査人の設定する重点監査項目、期末監査に関する報告等、及び上場会社の場合、半期報告書レビューに関する報告等を聴取し、各事項の相当性を判断する(会社397)。つまり、当該監査の実施時において、会計監査人による監査が必要とされる水準の手段を用い、必要事項に対して網羅的に漏れなく監査が実施されているかどうかについて評価を行う。</p>	<p>(2)会計監査人の監査方法の相当性については、会計監査人の策定する監査計画、会計監査人の設定する重点監査項目、期末監査に関する報告等、及び上場会社の場合、半期報告書レビューや第1・第3四半期決算短信の任意レビューに関する報告等を聴取し、各事項の相当性を判断する(会社397)。つまり、当該監査の実施時において、会計監査人による監査が必要とされる水準の手段を用い、必要事項に対して網羅的に漏れなく監査が実施されているかどうかについて評価を行う。</p>	<p>第1・第3四半期報告は。決算短信に集約されたが、任意で監査レビューを行う会社があることから文言を追加した。 関連項目(Ⅲ-4. [監査のツボ])</p>

Ⅲ-3. 会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認

p. 28~29

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		[項目名][確認事項][参考][監査のツボ]については、改訂なし。	
説明	(1)監査役(会)は、会計監査人の選任、解任、不再任の議案の内容の決定権を有する(会社344)。監査役(会)は、毎期会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性などが適切であるか確認し、会計監査人の再任の可否を判断する。その判断結果と理由を文書により代表取締役提出する。監査役(会)は、会計監査人の再任が不適当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者を検討しなければならない。	(1)監査役(会)は、会計監査人の選任、解任、不再任の議案の内容の決定権を有する(会社344)。再任の場合は、株主総会への議案提出は不要である。監査役(会)は、会計監査人の職務遂行、監査体制及び独立性などの評価基準及び選定基準を策定しておき、会計監査人の再任の可否を毎期判断する。その判断結果と理由を文書により代表取締役に提出する。監査役(会)は、会計監査人の再任が不適当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者を検討しなければならない。具体的な評価基準・選定基準の策定に当たっては、日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(2023年12月21日改定)が参考になる。	「会計監査人再任の場合は株主総会への議案提出は不要である」を念のため追記。  評価基準と選定基準の両方が必要であることを明記。さらに、両基準を策定する際の参考資料として、日本監査役協会の実務指針を紹介。

Ⅲ-4. 会計監査人との連携についての確認

p. 30~32

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		[項目名][確認事項]については、改訂なし。	
説明	(7) 会計監査人が交代する場合、後任の会計監査人にとって過年度における情報は非常に重要であるため、会計監査人は、会計監査人間の引継に関する方針・手続きを定め適切な引継を行わなければならない(企業会計審議会「監査に関する品質管理基準の設定に係る意見書」「監査に関する品質管理基準第十[監査事務所間の引継]」2005年10月28日)。(以下本文略)	(7) 会計監査人が交代する場合、後任の会計監査人にとって過年度における情報は非常に重要であるため、会計監査人は、会計監査人間の引継に関する方針・手続きを定め適切な引継を行わなければならない(企業会計審議会「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」「監査に関する品質管理基準第十四[監査事務所間の引継]」2024年3月12日)。(以下原文通り)	(7) (改訂) 誤記修正、日付更新

	<新設>	(10)公開会社は、非監査業務（保証業務と非保証業務）を会計監査人に依頼し対価を支払ったときはその内容を事業報告に記載する必要がある（会社規 126 三）。監査役(会)は、その内容が適切か確認する。	公開会社に必要とされる事業報告への非監査業務の記載内容（会社規 126 三）を監査役(会)が確認しなければならないことを明記。
参 考	○日本監査役協会・日本公認会計士協会「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」（2021年4月14日改正）	○日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」（2024年7月23日改定） （日本監査役協会・日本公認会計士協会「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」（2021年4月14日改正）は削除）	「会計監査人との連携に関する実務指針」は、原文で記載されている「共同研究報告」の改正を受け、日本監査役協会が改定したもの。日本監査役協会では、「共同研究報告」の内容を参照しながら「実務指針」の活用を推奨しているため、参考文献としては「実務指針」を採用。
監 査 の ツ ボ	<新設>	1)上場会社では、金商法改正により、2024年4月以降、従来の第1、第3四半期報告書が廃止され、四半期決算短信に一本化された。一方、第2四半期報告書は、半期報告書として従来通り期中レビューが必要。これに伴い、第1、第3四半期の監査レビューは任意項目となった。監査役(会)として、期初における会計監査人の年間計画策定段階で、会社側方針を含めて、第1、第3四半期を含めた会計監査人のレビュー方針、計画を確認することが重要である。	24年4月からの第1、第3四半期報告書の廃止に伴う会計監査人のレビュー方針の確認の重要性をツボに明記した。

<p>1) 上場会社等（有価証券報告書提出会社）の場合、監査役（会）は、監査人（公認会計士又は監査法人を指す）と「監査上の主要な検討事項（KAM）」について、適切にコミュニケーションを行わなければならない。監査人は、「監査上の主要な検討事項（KAM）」を有価証券報告書の財務諸表の「監査報告書」に記載する。「KAM」とは、監査人が、「(金商法に基づく)財務諸表の監査の過程で監査役（会）と協議した事項(重要な虚偽表示リスク、見積りの不確実性等)のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」を指す。株主等に監査の過程について明らかにするために、「監査意見」とは明確に区別し、監査内容（重点監査事項とその監査方法）の情報として報告するとしている（企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」2018年7月5日）。</p> <p>2) (本文略)</p> <p>3) 会計監査人は、・・・・の報告を行うことが求められている（「監査基準の改訂に関する意見書」2020年11月6日、日本公認会計士協会「監査基準委員会報告720」2023年1月12日改正、会算規126①五 2021年1月29日改正公布・施行）・・・・</p> <p>4) (本文略)</p> <p>5) (本文略)</p>	<p>原文1)~5)は番号をひとつずつ繰り下げ、2)~6)とする。</p> <p>2) 上場会社等（有価証券報告書提出会社）の場合、監査役（会）は、監査人（公認会計士又は監査法人を指す）と「監査上の主要な検討事項（KAM）」について、適切にコミュニケーションを行わなければならない。「KAM」とは、監査人が、「(金商法に基づく)財務諸表の監査の過程で監査役（会）と協議した事項(重要な虚偽表示リスク、見積りの不確実性等)のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」を指し、有価証券報告書の財務諸表の「監査報告書」に記載するもので、株主等に監査の過程について明らかにするために、「監査意見」とは明確に区別し、監査内容（重点監査事項とその監査方法）の情報として報告するとしている（金融庁「監査基準」2020年11月6日最終改訂、企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」2018年7月5日）。監査役（会）は、監査人との協議をふまえて「監査報告書」に記載されたKAMの内容を確認する。</p> <p>3) (原文通り)</p> <p>4) 会計監査人は、・・・・の報告を行うことが求められている（「監査基準の改訂に関する意見書」2020年11月6日、日本公認会計士協会「監査基準委員会報告720」2023年1月12日、会算規126①五）・・・・</p> <p>5) (原文通り)</p> <p>6) (原文通り)</p>	<p>原文に対して監査役会のKAMに対する能動的関わり（協議と確認）を強調した書き振りとした。</p> <p>改正日付等の表記の統一。</p>
--	---	---

V. 監査役が対応すべきその他の項目

V-4. 監査役の報酬等に関する事項

p.38~39

	2024年版原文	2025年版(案)	理由・根拠
		[項目名] [説明] [参考] については、改訂なし。	
確認事項	□1. 監査役の報酬等に関する事項を理解し、(監査役が二人以上いる場合は、監査役の協議により) 報酬額を決定している。	原文の[確認事項]□1を削除し、以下を新設する。 □1. 監査役の報酬等の総額枠が、定款又は株主総会の決議によって定められていることを確認している。  □2. (監査役が二人以上いる場合) 各監査役の報酬等について、監査役の協議によって決定している。  □3. 監査役の報酬等の在り方について、代表取締役等とも協議の機会を持っている。	監査役の報酬等の額の決定に関し、実行すべき手続き、手順が分かりやすくなるように改訂した。  各監査役の報酬額は総額枠内で監査役の協議で決定できるが、報酬の総額枠、株式報酬等、個別報酬水準などの報酬等の在り方については、代表取締役等を含めて検討することが望ましいことから、[監査のツボ]を改訂するとともに[確認事項]□3を新設した。
監査のツボ	1)監査役(会)は、監査役の報酬水準について議論した上で、必要に応じて、取締役と協議の機会を持つことが望ましい。	1)監査役(会)は、監査役の報酬の総額、株式報酬等、個別報酬水準などについて議論し、必要に応じて代表取締役等と協議の機会を持つことが望ましい。	[確認事項]新設□3.に関連して改訂した。

	2024年版原文	2025年版（案）	理由・根拠
		[確認事項] [参考] については、改訂なし。	
項目名	V-5. 監査役（会）と内部監査部門、会計監査人との連携（三様監査）に関する事項	V-5. 監査役（会）・内部監査部門・会計監査人の監査（三様監査）間の連携に関する事項	2024年版原文表題では「三様監査」とは、監査役（会）、内部監査部門、会計監査人の「連携」状態を指すとも解釈できるが、多くの監査役が、監査役（会）、内部監査部門、会計監査人のそれぞれの監査が存在することを「三様監査」と称することが多いため、それに合わせて表題を修正し理解しやすくした。
説明	<新設>	(3)有価証券報告書には、内部監査・監査役監査・会計監査の相互連携状況について、及び内部監査部門の報告が代表取締役、監査役（会）、取締役会などに直接行われているか否かについて記載しなければならない。	三様監査の相互連携状況や内部監査の報告先について、主に上場会社では開示が求められるようになり、三様監査の連携の重要性が増していることから説明に追加記載した。
監査のツボ	<新設>	2)三様監査の当事者が定期的に一堂に会し、重点監査項目、監査計画、監査方法、監査進捗状況、監査結果等について報告し合って、それぞれの監査活動の内容を相互に理解し、さらに積極的に意見交換をするならば、会社全体としての会計監査、業務監査の効率性と実効性の向上が期待できる。	監査役（会）、内部監査部門、会計監査人が一堂に会する連絡会議等をまず開催することが重要と考えられるようになってきており、その意見交換のテーマ選択にも工夫が必要となる。参考意見として[監査のツボ]に記載した。